

## 律令祭祀の基礎知識

金田拓也（新潟市文化スポーツ部歴史文化課）

### はじめに

ただいまご紹介がありました新潟市文化スポーツ部歴史文化課の金田と申します。今回の企画展には、企画段階から携わらせていただきましたので、その企画展に向けた中で調べたことについてお話します。

本日の講座ですが、私のところでは律令祭祀とは何かということについてお話します。展示を見ていく上でなかなかわからないこともあるかと思うので、そういった教科書的なお話、基礎的なことを最初にお話させていただき、次の講座で新潟県の実際の祭祀の様相についてお話できればと思っております。よろしくお祈りします。

基礎知識、教科書的なお話と言いましたが、歴史学では鎌倉時代の成立が1192年から1185年に変わったというように、学問の進展などによって定説も変わることがあり、今回言っていることが絶対というわけではないことを初めにご了承ください。

本日の内容ですが（スライド1）、まず1番目として古代の祭祀について、最初にそもそも古代とは何かということからお話させていただいて、さらに当時の祭祀についてお話します。2番目に律令的祭祀の様相についてお話させていただきます。最後に、今回は古代の祭祀の話が中心なのですが、では古代、律令的祭祀の前の古墳時代の祭祀とどうつながるのかということなどを、少しお話させていただければと思っております。

### 1. 古代の祭祀について

まず古代の祭祀についてですが（スライド2）、主に考古学というよりも歴史学や文献史学などの話を中心にさせていただきます。最初に古代についてお話します（スライド3）。今回の企画展のタイトル自体が「古代の祭祀」と銘打たせていただきました。ただ古代といっても人によって認識に違いがありまして、最初にそれについてお話させていただきます。

**古代について** 国語辞典的に古代と言いますと、簡単に言えば古い時代、むかし、いにしえ、という

意味があります。必ずしもどの時代かということ限定しておりません。よく古代米という言葉がありますが、ああいうときに使われるものはこういった意味です。

一方で日本の歴史学、主に文献史学の時代区分の意味になりますと、おおよそヨーロッパの時代区分の考え方から、それを日本の時代区分に当てはめており、いわゆる奴隷制の社会構造がある時代のことを古代と指します。要は階級社会が発生した時代になります。そのため、現代では古代は大体弥生時代からムラ長という首長が現れてきて、明確な階級制社会が成立してきたと考えられてきているため、おおむね弥生時代からその後律令制社会をへて中世封建制社会に至るまでの間の平安時代までと、大きく考えられております。ただし、この時代区分も実際日本の社会制度がどの時期からできたのかという考え方や、いわゆる封建制社会にいつ変わるのか、要は律令制の社会がいつ崩れていくのかということ、人によっては、時代の切り方というのは変わってきているところです。

それとはまた別に、いわゆる日本の考古学の分野で見ますと、主に飛鳥時代から平安時代というふうに言います。これは日本の文献史学では、いわゆる中世、古代という区分の前が原始時代というふうに一括していて、その次に古代というふうに分けていますが、日本の考古学ですともっと細かく時代が分かれていて、旧石器時代、縄文、弥生、古墳というふうに分かれていく中で、律令制の制度が主に機能していた時代を古代として、飛鳥時代から平安時代というふうに、主に使われています。

ただ、この飛鳥時代についても全国的に見ると、東北などの北のほうや、沖縄などの南のほうですと、必ずしも同じような社会体制になっていなかったもので、それを飛鳥時代と呼ぶかどうかによって違いますが、今の一般的な日本の考古学の時代区分ですと、大体飛鳥時代から平安時代になります。

次に年表で見ると、このような形になっております（スライド4）。先ほど言ったように、飛鳥時代と

いうものは、東北のほうですと終末期古墳という古墳がまだつくられている時代ですので、人によっては古墳時代終末期と言ったりしますが、全国的に見ると、飛鳥のほうに都が移ってきて、律令制社会の基盤が畿内を中心にでき始めた時代のため、大体飛鳥時代から平安時代というものを、古代としています。今回の企画展についてもそうですし、今日お話しする全体の流れも、基本的にはこの飛鳥時代から平安時代を古代として考えてお話させていただきます。

**律令について** 以上が古代の定義についてです。次に、律令についてお話しします（スライド5）。律令というものは、もともと中国で成立した成文法典、いわゆる実際に文字で起こされた法律、法典になります。日本はそれを学んで、日本独自の律令として、新たにつくったものがあります。律令は、もともと律・令とそれぞれ法典の種類があります。それを合わせて律令と呼んでいます。律というものが、いわゆる刑罰法、現在でいうところの刑法にあたっていて、令というものがそれ以外の法律です。しかし、令は当時の内容で言うと、大体国家の行政機構と、その運用の基本を役人に示した行政法になります。現代ほど法の内容が細分化されていないため、おおまかに言うと、刑法と行政法というものが律令になります。そういった律令が、国の中心として重要な位置を占めていた国家を、律令国家、または律令制国家と呼んでいます。

律令という言葉のほかにも、格式という言葉もあります。いわゆる律令が実際の法典なのに対して、格式の格というものがその修正法になり、式というものがさらに細分化した、現在でいうところの施行令になります。日本では、基本的には律令が定められたのちに、格式もつくられていく形になっている状況です。

日本の律令の歴史を、簡単な年表でまとめてみました（スライド6）。いわゆる中大兄皇子、のちの天智天皇や中臣鎌足などが中心になって起こった大化改新というのが645年ですが、これによって新しい政権が、改革を進めていくわけです。天智天皇の時代に大津宮に移り、その後その大津宮のある所で近江令というものが制定されます。ただ、この近江令というものは、文章や文面が現存していないため、本当につくられたかどうか定かではありません。その後、飛鳥浄御原宮へと遷都して、天智天皇の2代あとの持統天皇の時代に、都の名前を取った飛鳥浄御

原令というものが施行されます。こちらの飛鳥浄御原令についても、文面が現存しておりませんので、実際どれほどの内容だったかがわかっていません。その後、藤原京に移ったあとの文武天皇の時代に、大宝律令というものが完成します。大宝律令については、大宝律令自体の原文は残っていませんが、その後に出されている令集解で、大体どんな文面があったかということも書いてあります。それまでの近江令や飛鳥浄御原令の時代は、そもそも実在したかも定かではないのですが、まだ律というものが制定されておりませんでした。一方、大宝律令の場合は内容も残っており、律と令、どちらも完成したということで、このときをもって日本は律令が正式に制定されて、律令国家として大成していくと考えられています。その後平城京に遷都しまして、次の養老律令が制定され、施行されていくという流れになっております。

**唐と日本の律令について** 日本の律令は、中国の律令を遣隋使や遣唐使などから情報を学んで、つくられていきましたが、唐と日本の律令には違いがあります（スライド7）。律については刑法であり、かなり概念的なところも多く含んでいたため、中国と日本で内容は大きく変わりませんでした。一方で令は、実際に行政法になりますので、かなり自分の国に即した内容というものが求められてくるということで、中国の内容とは異なり、日本独自の、日本に即した内容に変わっているところが見られます。一番大きな例としては、神祇官という存在です。次の祭祀にもかかわるお話ですが、中国の令には存在しない祭祀を統括する神祇官が、日本の大宝律令には存在しています。

こちらが、律令で制定されている官制を表に表したのになっています（スライド8）。中央の役人では、太政官というものが一番トップにあります。日本の律令では、それと並ぶ形で、神祇官というものが存在します。要はトップが2官いるというものになっています。実際の行政を行う官僚のほかにも、祭祀を執り行う人がかなり重要視されていたという構成になっています。それは日本の祭祀の状況というか、その当時の現状というものが、そういうものを重視する政策をとっていたと見受けられるわけです。そして、太政官の下は役職や役割ごとに細かく分かれ、さらにそれが地方では、国ごとに役職や役割が分かれています。

いわゆる神祇官というものが、神祇令などに則っ

て祭祀を執り行う役職になります。それとは別に、中務省には暦とか天体とか、そういったものを執り行う部門があります。この部門が行うものが今でいう陰陽道につながるもので、神祇官とはまた別の道教などの影響を受けているものです。

**神祇祭祀について** 古代にあった祭祀について、まず神祇祭祀というものについてお話します（スライド9）。古代には、古墳時代以前からある日本古来の祭祀や、それとは別に渡来系の人などによって伝わった、いわゆる仏教や道教、そういうさまざまな祭祀があるような状況でした。日本古来の祭祀というものは、神祇とって、神祇祭祀などと呼ばれ、研究の中で分類されています。今ですと神道という言葉がありますが、このころはまだ神道というものが体系的に成立していない時期と考えられておりました、神道ができる前の日本古来の祭祀ということで、神祇という言葉をあてています。神祇というのは、天津神と国津神、天神地祇で神祇という言葉を使っています。この神祇祭祀は、日本古来からの祭祀が律令制によって新たに再編されて、中央集権的な神祇体制として構築されたものです。もともと日本の国々、それぞれの国という言い方もおかしいですが、集団が信仰していた祭祀、神様などを、天皇の権力、体制を支持するために、今の神道の、まさしく天照の子孫である天皇を頂点として、全国一律に宗教体制がまとめられたと考えられています。

伊勢神宮が天照大神がまつられている神社になりますが、祭祀研究の中で伊勢神宮は、昔は国家の中央になるとは考えられないというような研究があったりしますが、この律令制の制定によって、伊勢神宮を頂点として、新たに今につながるような神社形態、神祇祭祀の形態、神道につながるものがつくられたと考えられています。これが、いわゆる律令制の国家体制の1つと考えられているわけです。

先ほど言った、三重県の伊勢神宮です（スライド10右）。こちらが高天原の天津神の中心的な神である天照大神をまつっています。一方でこちらが葦原の中つ国の国津神の代表的な神である大国主命をまつっている、島根県の出雲大社になります（スライド10左）。こういった各国々それぞれでまつている神様などをまとめて、伊勢神宮を頂点とした、天皇を頂点とした宗教体制というものを、律令制によって定めて、国家権力の説明につなげていったと、そういう意味で、まさしく日本の律令制においては、こういった祭祀というものが大変重要視されていた

と言えるわけです。

**仏教について** そういった日本古来からある祭祀の形態とは別に、中国から仏教も伝わります（スライド11）。先ほどお話しなかったのですが、日本の神祇祭祀を再編した理由としては、先ほどの大化改新のお話のように畿内で大きな政変があり、天皇が変わり、新たな天皇と各勢力とのつながりから権力の構造が変わる中で、新しい概念というか、より自分たちの権力を説明できるように再編したというふうに言われています。そういった中で、仏教についても新興の宗教ということで、まさしく新たな宗教として取り入れることで、中央集権的な国家を成立する意味で、利用されたというふう考えられているわけです。

仏教自体は国家が主導して伝えられました。伝えられたあとは、全国に国分寺、国分尼寺が建てられ、寺院体制が確立されていきます。ただ1つ大きな問題としましては、仏教というのはもともと外来の宗教ですので、神祇祭祀の天皇を頂点とした祭祀の考え方は、当初乖離（かいり）したものにならざるを得なかったわけです。そうすると、天皇を頂点とした権力の構造というものの説明にも不具合が起こります。そういったものを解決するために、いわゆる護法善神や神身離脱などの概念が生まれました。すごく大雑把に言いますが、護法善神というものは、神祇祭祀の神様が寺を守るための神になっているのです。また、神身離脱は、神様が自身の苦悩を開放するために、仏教に帰依したりする考え方になっています。そういったものによって、必ずしも神祇祭祀と仏教祭祀というものが対立するものではなくて、交ざり合っていて、それがその後どんどん進んで、神仏習合の解釈というものに進んでいくという流れになります。神仏習合の解釈が一番進んでいくと、本地垂迹説というようなものになり、すごく簡単に言いますと、神道の神様というものは、実際の仏教の神様が姿を変えただけのものだというような解釈に変わっていきます。そのように、宗教でも考え方が変わるということが起こっていきます。

これが国分寺跡の復元のイラスト、香川県讃岐の国ですね（スライド12）。日本全国各国に、このような国分寺や国分尼寺を国の指導で建てていくわけです。

**道教について** 仏教自体はインドから伝わったものです。中国には、仏教とは別に中国古来の宗教として、道教があります（スライド13）。道教は、いわ



ゆる中国の民間信仰であり、老子が最初に興したと言われています。それについてもまだ諸説があつてわかっていないのですが、いわゆる土着、民間信仰で呪術的な宗教でした。神仙思想という仙人や神様などの信仰によるものです。この道教については、仏教とは異なり、国家として道教自体を宗教として持ち込むということはありませんでした。それについては、道教についても祭祀形態を持ち込むことによって、神祇祭祀等の内容に不具合を生じることを恐れたという説もあります。実際として道教が1つの宗教として持ち込まれることはありませんでした。しかし、当時は渡来系の技術者が大変多く来て、古墳時代中期のカマドのように、技術が持ち込まれている中で、この道教的な信仰や祭祀行為自体も渡来系の人を中心に伝わり、さらに日本に着いた渡来系氏族の人を中心に、民間の信仰として広がっています。そういった信仰として広まる中で、道教の道具や実際の祭祀の方法、そういったものが、神祇祭祀、日本古来の祭祀のほうにも影響を与えていきます。律令制祭祀というものの中には道教的な祭祀、要は呪術の方法など、そういったものがすべからず影響を与えていて、祭祀具や祭祀の方法を見ると、さらに道教的な要素が見受けられるというようなものになっています。

**律令的な祭祀について** このように律令制の施行によって、国家主導の祭祀形態が整備されていきました(スライド14)。国家主導の祭祀形態が整備されていくのは、まさしく国家の権力を強くしていくために、祭祀の面でも整理されたということになります。考古学では、このあとお話ししますが、古代の都城などでも、大宝令の中の神祇令および格式やそのあとに出された延喜式などの律令の祭祀と比定できる遺物が見つかっています。これらの遺物が古墳時代以前の祭祀と大きく異なることから、律令的な祭祀として評価されてきました。

## 2. 律令的祭祀の様相

**律令的な祭祀の様相について** 次に、考古学の面での律令的な祭祀についてお話しします(スライド15)。律令的な祭祀、律令祭祀または、律令的祭祀などと言うのですが、その研究については国立歴史民俗博物館が1985年に出した報告の中で大きな画期がありました(スライド16)。金子裕之氏が都城の出土例を検討して、大宝令の神祇令に規定されている国家的な祭祀というものを、律令的な祭祀と定義しま

した。検討によって、祭祀行為の中での大祓などで使用する祭祀具を比定して、その祭祀具というものが、それまで言われていた古墳時代の祭祀の道具と異なるということで、律令的な祭祀というふうに定義しています。律令的な祭祀具には、木製模造品(形代)や人面墨書土器・土馬・模型カマド・金属製祭祀具があげられています。

**祓について** 祓について若干説明します(スライド17)。祓というのは律令的な神祇祭祀で重要な考えでして、神祇祭祀ですと、罪とか穢、病氣・災厄などをはらい除くことが重要だと考えられておりました。この考えというのは道教的な考え方でもあるのですが、そういったことをはらい除くことを、祓というふうに呼んでいました。この祓の儀式を行う場所というものを、祓所(はらえど)や祓所(はらえしよ)というふうに呼んでいたと考えられています。その中でも大祓というものは、神祇令や延喜式に規定されておりまして、6月と12月の晦日(つごもり)、要は月末ですね。晦日(みそか)とも言いますが、晦日(つごもり)などに行った儀礼です。月の末を晦日(つごもり)、晦日(みそか)と言うので、年の終わりをその大きい版ということで、大みそかというふうに言っています。この大祓や祓のときに、律令的祭祀具が用いられたと考えられているわけです。

**律令的祭祀具について** 実際にその道具を見ていくと、こちらが平城京で出土した木製の模造品、木製の人形代です(スライド18左)。模造品は、考古学の定義では古墳時代などの律令祭祀以前の祭祀から使われた祭祀具の一つです。材料は石製や金属製などがあり、その中の木製のものが木製模造品となります。一方で形代という言葉は、人の代わりになったものや馬の代わりのものであるという意味になっていて、若干定義が異なります。考古学の研究者の中でも、前の時代とのつながりで考えている人は木製模造品と言ったり、律令祭祀だけで考えると形代という呼称を使っていたり、なかなか統一できていません。私も、形代と呼んだり模造品と呼んだり、混同して申し訳ないのですが、一応そういう違いがあります。

先ほど言ったように、木製模造品の人形とか、人形代とかというような模造品がこちらです(スライド18中央上)。実際に人の全身を模したものが多くあります。顔が墨で書かれたりしています。それと同じようなものですが、今度は銅製の形代(模造品)

です（スライド18中央下）。畿内や、あとでお話しますが、沖ノ島では、金属製のものも見つかりません。

藤原京では、律令の形代（木製模造品）は細かく分けるといくつも分かれますが、大きく見ると数種類に分けられます（スライド18右）。主要なものは、まず、先ほど言ったように人形のもの、馬形や鳥形のもの、刀形のもの、舟形のもの、そういったものが一般的には多く見つかりかけています。それらは、それぞれ祭祀の内容で分けて使われていると考えています。人形についてはそれぞれ自分の身代わりに、息をかけることによって穢れとかそういった自分の汚れ、汚れというおかしいのですが、神道の考え方ですと、災いなどそういったものを移し、川に流すことによって、祓というか、穢れを流したと考えられています。馬形という馬の形代というものは、そういった人形代が馬に乗って一緒に流れるのを手伝うような意味や、船についても、そういった穢れを乗せて流す、人形代が乗って流れていくような考え方ということで、まさしく祓の場で多く見つかりかけているものになります。刀形についても、邪気を祓うなどそういった意味合いを持っているというふうに考えられています。

斎串というものもあります（スライド19左上）。この斎串についても、地面に刺して囲って、結界などをはることによって、まさしく汚れなどを入らないように防ぐといった意味合いで打たれています。また人面土器や人面墨書土器と呼ばれるものですね。こちらが、土器に墨で人の顔が書いてあるものになります（スライド19左下）。この書いてあるものについては、なかなか文献等にも出てこないのわかりませんが、中国やそちらのほうの神の顔を書いていたのではないかと考えられています。こちらについても、壺の中に人が息を吹きかけたり、そういうことによって自分の穢れを中に入れて、紙のようなものでふたをして封じ込めて川に流して、邪気を祓うというようなことをしていたと言われております。こちらについても、かなり道教のほうで見られる祭祀の形態ではないかとされているわけです。

あと、全国で多く見つかるのが、この土の馬、土馬です（スライド19右上）。土馬については、先ほど言ったように、馬の形代のほうでもお話したのですが、この馬に形代、穢れを持った人形が乗って、邪気と一緒に流れていって邪気を逃がしてくれる、そういったふうな意味合いで考えられるものもありま

す。ただ一方で、土馬については古墳時代から見つかりかけているものでして、人によっては律令的な考えの前に、そもそも水辺の祭祀において多く見つかることから、日常的なそういった穢れを祓う意味合い以外にも宗教的な意味があるのではないかというふうに言われています。しかし、それについてもまだよくわかっていないという状況です。

模型カマドについては、こちらでも道教のほうでカマド神というような考え方がありまして、穢れを祓ったり、そういった道教的な思想が入ってきたことによって、律令祭祀の道具として使用されたのではないかというふうに考えられています（スライド19右下）。

これは、祭祀具の使用状況を想像したような絵になっております（スライド20）。先ほど言ったように、このように人面墨書土器に自分の息を吹きかけて、その中に穢れを封じ込めて流しています。また、この絵では形代を流しています。顔など描いて、それをなでて自分の代わりに汚れを持ってどこかに流していくということをしているわけです。そういった想像、復元ができる理由としましては、長岡京で発掘された大きな溝などの水路の跡に、いくつも人面墨書土器や形代（木製模造品）などが出土していることからです（スライド20右）。このことから川で祓って流した状況というものがイラストのように復元できたということになります。

### 3. 古墳時代の祭祀と律令的祭祀について

律令祭祀についてはお話しましたが、それとは別に、それ以前の祭祀との関係について最後にお話させていただきます（スライド22）。律令祭祀とそれ以前の祭祀との関係については、近年國學院大學の笹生衛氏の研究があります。こちらの研究成果を紹介する形でお話いたします。

**古墳時代の祭祀について** 古墳時代の祭祀は、昔の研究ですと、石製模造品というものが古墳時代中期にかなり多く見つかるような状況でしたので、この模造品を用いて祭祀を行っていたという考えが、長らく言われていました（スライド23）。しかし、最新の研究で見ますと、鉄製品や木製品など多彩な道具を用いつつ、その中で祭祀専用である模造品と呼ばれる祭祀具も用いて祭祀を行ったと言われております。国家祭祀や地域首長、まさしく地域の一番力を持った人たちのような祭祀ほど、権力、力がありますので、鉄製品や木製品を多数使った祭祀というも

のが行われたと考えられています。それが地域の一般の集落になると、そういった貴重なものが使えなくて、模造品だけ、簡単に作成できる祭祀具だけ、そういったものだけが残ってしまうというような状況というふうに考えられています。

祭祀の立地については、祭祀は場所というものが大変重要になってきます。まさしく、何のためにやるのかということもあるのですが、交通の安全を守ったり、水辺の川のはん濫を防いだり、水の恵みを感謝してなど、そういった意味合いで言われますので、まさしく立地というのが重要になってきます。古墳時代の祭祀では、水辺付近に立地するものや、交通の要所に立地するもの、また、普段の生活である集落内の祭祀というものが、主要なものとしてあげられます。

こちらが、地域首長が行っていたと考えられるような祭祀になります(スライド23左上)。大阪府の小阪合遺跡では、このような鉄製品(スライド23左下)などのほかに、土器(スライド23右下)、これは石製模造品という鏡を模した道具ですが(スライド23右上)、そういったものが見つかっています。こういった祭祀具などを複合的に使いながら、祭祀をしていたと考えられております。

石製模造品についてももう少しお話をすると、模造品というものは、こちら左側は鉄製の道具なのですが、実際の道具を祭祀専用というか、実際に使わないで古墳に入れて、死者が死んだときに帛したり、おまつりの道具として使うためだけに、実際の使用を想定しないものとして、実用品の形を模してつくったものになります(スライド24)。古墳時代では、先ほどお話しした木製模造品や石製模造品のほかにも、土製模造品というものも見つかっています(スライド25)。このように、いろんな材料によって模造品というものがつくられていました。古墳時代の土製模造品では、人形もありますが、これは律令制の祭祀で見ていただいた形とだいぶ形が違うのがおわかりいただけると思います。そういった律令制の形代というものについては、これとはまた別の流れで、中国にあった人を模した形代というものが、7世紀前後に日本に伝わって用いられたというふうに考えられていて、古墳時代のころの人形とは、また違った流れというふうに考えられているわけです。

**古墳時代と律令的祭祀具** 古墳時代と律令的祭祀具についてですが(スライド26)、先ほどもお話させていただきましたが、律令的祭祀具には、木製の形

代(木製模造品)や人面墨書土器、土馬、模型カマド、金属製祭祀具があげられます。その中で、木製模造品(形代)や金属製祭祀具、土馬などについては、律令制が入ってすぐ使われたというよりも、古墳時代のころからすでに渡来系の人などによって、馬が伝えられたりしており、そういった中で古墳時代の後期ごろからすでにその祖形となるもの、さらに木製模造品など言えば、古墳時代中期までさかのぼるような、そういった古墳時代からその祖形や系譜がたどれるというものが見つかっています。

**古墳時代の祭祀から律令祭祀へ** 古墳時代の祭祀具には、武器・武具、農具・工具、鉄素材、銅鏡、玉製品、紡績具、楽器、模造品、器材類、容器類などが実際に出土した遺物からあげられます(スライド27)。これらは基本的には、古墳の副葬品という死者を弔うのに供えたものと大きな違いはなく、まさしく古墳の副葬品が基礎となって、それが祭祀の道具として、そのまま引き継がれたというふうに考えられているわけです。さらに、律令祭祀における、文献資料で確認できる神への捧げものである幣帛(みてぐら)、幣帛(へいはく)とも言いますが、幣帛(へいはく)を見ると、武器・武具・農具・工具・馬具・紡績具・布帛類、布などの、多様なものであったということがわかります。基本的には大体内容が一緒ということがおわかりいただけると思います。そういったことから、この律令祭祀における祈年祭などで使われる神にまつるための幣帛につながる基本的な組み合わせというものは5世紀、まさしく古墳時代には成立してしまっていて、その後、時代とともに種類が増えたり、金銅製になったりと、材料が変わって装飾性が高まることによって完成したというふうに、現在のところは考えられているわけです。

人の形代については律令期からという話をしました。先ほど刀形の話をしたのですが、古墳時代ですとそういった刀を模したもののなどの木製模造品も多く見つかっていて、首長の祭祀などでも使われていたと考えられています(スライド28)。このような律令祭祀につながるものが、すでに古墳時代に道具として出て来始めていて、そういったものが律令祭祀で再編されて、新しく形づくられたというふうに考えられているわけです。だから、律令制になったので、新しい技術をもって祭祀をパッと切り替えたわけではなく、新しい技術も導入しつつ、古来の祭祀の道具を再編していった成立したのが律令制祭祀というふうに現在は考えられています。木製模造品につい

ては、新潟県では佐渡市の竹田沖遺跡で剣形などが見つかっています。

**沖ノ島について** そういった国家祭祀の移り変わりという、祭祀具の変化を見ていく上で非常に参考になるのが、福岡県の沖ノ島にあります（スライド29）。世界遺産に認定されましたが、沖ノ島というものは、福岡県の北というか、九州と韓国の間にはさまれた離島になっておりまして、宗像三神をまつている場所になります。神聖な場所ということで、人があまり立ち入らない場所です。最近では女人禁制の話とか、世界からも取り上げられたりしていますが、人がほとんど立ち入らない場所です。さらに、古墳時代から祭祀というものがすでに行われておりまして、まさしく当時の祭祀の状況を、色濃く現在まで伝えてくれるような場所になっています。

沖ノ島がなぜ、国家の祭祀として重要視されたのかを考えていく上で重要なのが、沖ノ島で古墳時代の石製模造品が見つかっていることです。韓国の竹幕洞遺跡でも石製模造品が見つかっていて、まさしく韓国と九州の間を結ぶ海上交通ルートとして沖ノ島が重要であったとか、海上の安全を願う祭祀の場とか、そういった意味で重要だったために、国家祭祀の場所として使われたというふうに考えられているわけです（スライド30）。

沖ノ島の祭祀は、このように沖ノ島の中でもいくつかの場所に分かれております（スライド31）。調査が進んでいく中で、祭祀の形態というものが岩上、岩陰、半岩陰、半露天、露天というふうに変化していったというふうに考えられています。それがまさしく古い時代から新しい時代へ移り変わる中で、祭祀の形態、方法なども変わっていったというふうに考えられているわけです。

こちらが古墳時代中期ごろの岩上祭祀が行われた場所で、そういった場所ではこういった石で結界など、祭壇をつくっていました（スライド32左）。こういった祭祀の場で、石製模造品なども見つかっているわけですが、さらに1号遺跡という新しい時代、律令制に近い時代の祭祀の場では、こういった滑石の祭具が見つかっています（スライド32右）。石製模造品も滑石ですが、同じ滑石の素材を使いつつ、古代の律令制につながるような馬の形だとか、舟の形だとか、今度はそういったものをつくるような祭祀に変わっていくということです。まさしく時代の変化で祭祀具が変化していく様子、旧来の要素も交じりつつ変化していく様子というものが、沖ノ島の出

土した遺物からは見受けられるというわけです。まさしく国家祭祀が成立していく中での、祭祀の変化というものを追えるということで、沖ノ島が相当重要な場所ということがおわかりいただけるかと思います。こういった簡単な滑石以外にも沖ノ島ですと、金銅製のものが、高機や紡績の道具などあって、簡易なものから貴重なものまで見つかっており、まさしく国家祭祀の祭祀場として評価できるような場所になっているわけです。

## おわりに

最後に、律令の祭祀の基礎知識とまではいかないですが、簡単な内容について、私のほうでお話させていただきました。かなり突拍子もない話に飛んだりして、お聞き苦しいところもあったかと思いますが、これで私のほうの発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。



平成30年度 史跡古蹟八幡山 弥生の丘歴史館  
企画展1「古代の祭祀」関連企画「雄略平野の古代律令祭祀の根柢と展開」  
平成30年5月27日  
於 新潟市文化財センター

## 律令祭祀の基礎知識

新潟市文化スポーツ部歴史文化課 金田拓也

### 本日の内容

1. 古代の祭祀について
2. 律令的祭祀の様相
3. 古墳時代の祭祀と律令的祭祀について

スライド1

## 1. 古代の祭祀について

スライド2

### 古代について

- 古代という言葉の意味や時代区分にはさまざまのがあります。
- 一般的な意味：  
古い時代。むかし。いにしえ。  
『日本国語大辞典 第二版』(小学館2006)
- 日本の歴史学の時代区分の意味：  
弥生時代から平安時代(論者により異なる)  
『國史大辭典』(吉川弘文館1985)
- 日本の考古学の時代区分の意味：  
飛鳥時代から平安時代

スライド3

時代名称	日本・東アジアのおもなできごと	
古墳時代	前期 500 飛鳥原野に皇室古墳が築造される 502 飛鳥大塚古墳が築造される 503 大津八幡山古墳が築造される 504 大塚古墳(石に雄略天皇古墳)が築造される	
	中期	592 飛鳥大塚古墳(飛鳥聖徳太子) 593 聖徳太子、雄略天皇の崩御 597 大津八幡山古墳 648 磐井の乱 662 大津八幡山古墳、聖徳太子(雄略天皇)の崩御
	後期	645 蘇我入鹿の崩御 646 大津八幡山古墳、聖徳太子(雄略天皇)の崩御 648 磐井の乱 701 大津八幡山古墳の崩壊 710 古事記編纂、雄略天皇の崩御が現在とほぼ同じになる 714 聖徳太子(雄略天皇)の崩御
飛鳥時代(古墳時代終末期)	645 蘇我入鹿の崩御 646 大津八幡山古墳、聖徳太子(雄略天皇)の崩御 648 磐井の乱 701 大津八幡山古墳の崩壊 710 古事記編纂、雄略天皇の崩御が現在とほぼ同じになる 714 聖徳太子(雄略天皇)の崩御	
奈良時代	710 大津八幡山古墳の崩壊 714 聖徳太子(雄略天皇)の崩御 718 大津八幡山古墳の崩壊 720 大津八幡山古墳の崩壊 724 大津八幡山古墳の崩壊 728 大津八幡山古墳の崩壊 734 大津八幡山古墳の崩壊 738 大津八幡山古墳の崩壊 744 大津八幡山古墳の崩壊 750 大津八幡山古墳の崩壊 754 大津八幡山古墳の崩壊 760 大津八幡山古墳の崩壊 766 大津八幡山古墳の崩壊 772 大津八幡山古墳の崩壊 778 大津八幡山古墳の崩壊 784 大津八幡山古墳の崩壊 790 大津八幡山古墳の崩壊 796 大津八幡山古墳の崩壊 802 大津八幡山古墳の崩壊 808 大津八幡山古墳の崩壊 814 大津八幡山古墳の崩壊 820 大津八幡山古墳の崩壊 826 大津八幡山古墳の崩壊 832 大津八幡山古墳の崩壊 838 大津八幡山古墳の崩壊 844 大津八幡山古墳の崩壊 850 大津八幡山古墳の崩壊 856 大津八幡山古墳の崩壊 862 大津八幡山古墳の崩壊 868 大津八幡山古墳の崩壊 874 大津八幡山古墳の崩壊 880 大津八幡山古墳の崩壊 886 大津八幡山古墳の崩壊 892 大津八幡山古墳の崩壊 898 大津八幡山古墳の崩壊 904 大津八幡山古墳の崩壊 910 大津八幡山古墳の崩壊 916 大津八幡山古墳の崩壊 922 大津八幡山古墳の崩壊 928 大津八幡山古墳の崩壊 934 大津八幡山古墳の崩壊 940 大津八幡山古墳の崩壊 946 大津八幡山古墳の崩壊 952 大津八幡山古墳の崩壊 958 大津八幡山古墳の崩壊 964 大津八幡山古墳の崩壊 970 大津八幡山古墳の崩壊 976 大津八幡山古墳の崩壊 982 大津八幡山古墳の崩壊 988 大津八幡山古墳の崩壊 994 大津八幡山古墳の崩壊 1000 大津八幡山古墳の崩壊	
平安時代	794 藤原鎌足が摂政になる 1086 隠岐の院(白河上皇) 1185 鎌倉幕府の成立 1192 源頼朝が鎌倉幕府を創設	
鎌倉時代	1185 鎌倉幕府の成立 1192 源頼朝が鎌倉幕府を創設	

- 奈良時代：奈良に都が置かれた710年～794年までの間。
- 平安時代：京都の平安京に都が置かれてから鎌倉幕府が成立するまでの間  
飛鳥時代・奈良時代・平安時代(古代)を対象とする

時代とおもなできごと

スライド4

### 律令について

- 日本の律令は中国の成文法典を学んで、制定された法典です。  
律：刑罰法  
令：国家の行政機構とその運用の基本を役人に示した行政法
- 律令が国の中心として重要な位置を占めていた国家を律令(制)国家と呼びます。

スライド5

### 日本の律令の歴史

年代	天皇	できごと
645	孝徳	大化改新
667	(天智)	大津宮へ遷都
668		近江令を制定
670	天智	庚午年籍をつくる
672		飛鳥浄御原宮へ遷都
684	天武	八色の姓制定
689	持統	飛鳥浄御原令施行
694		藤原京へ遷都
701	文武	大宝律令完成
710		平城京に遷都
718	元正	藤原不比等ら、養老律令を撰定
743	聖武	墨田永年私財法
757	孝謙	養老律令を施行

『もういちど読む山川日本史』(山川出版社2009)を基に作成

スライド6

### 唐と日本の律令について

- 日本の律令は中国(唐など)の律令を基に作られました。
- 律については中国と日本で、内容に大きな違いはありませんでした。
- 一方、令では中国の内容と異なり、日本に即した内容になっています。  
例：神祇官の存在

スライド7

『もういちど読む山川日本史』(山川出版社2009)

『道徳が語る古代のいざな』(新潟県教育委員会)

スライド8



## 神祇祭祀について

- 古代には日本古来からある祭祀や中国などから伝わったさまざまな祭祀があります。
- 日本古来の祭祀は、神祇祭祀と呼ばれます。この神祇祭祀が律令により、再編され、中央集権的神祇体制として構築されました。
- これが律令制の国家祭祀の1つと考えられます。

9

スライド9



10

スライド10

## 仏教について

- 神祇とは別に中国から仏教が伝わります。
- 仏教は国家が主導して伝えられ、全国に国分寺・国分尼寺が造られる寺院体制が確立されます。
- 仏教が広まる一方で、神祇と仏教の関係が大きな問題となりました。  
そこで、護法善神や神身離脱などの概念が生まれ、神仏習合の解釈が進みました。

11

スライド11



12

スライド12

## 道教について

- 仏教とは異なり、道教は道教自体が一つの教えとして伝わりませんでした。
- しかし、道教的な信仰や祭祀行為は渡来系氏族を中心に民間信仰として広まり、また神祇祭祀の祭祀具などに影響を与えました。
- このように道教的な祭祀は律令制の祭祀において、祭祀具や祭祀の方法などに深く影響を与えています。

13

スライド13

## 律令的な祭祀について

- このように律令制の施行により、国家主導の祭祀形態が整備されていきました。
- 考古学でも古代の都城などで、この律令（大宝令）および格式（延喜式等）の祭祀と比定できる遺物が見つっています。
- これらの遺物が古墳時代以前の祭祀と大きく異なることから、律令的な祭祀として評価されてきました。

14

スライド14

## 2. 律令的祭祀の様相

15

スライド15

## 律令的な祭祀の様相について

- 金子裕之氏は、大宝令の神祇式(神祇令)に規定された国家的祭祀を律令的祭祀とし、平城京の出土事例を検討することで、大被などで使用する祭祀具を比定し、古墳時代の祭祀と律令的な祭祀は異なる祭祀と考えました。
- 律令的祭祀具には、木製模造品(形代)・人面墨書土器・土馬・模型カマド・金属製祭祀具があげられます。

16

スライド16

### 祓について

- 祓は罪・穢・病氣・災厄などをはらい除くことです。この祓の儀式を行う場所を祓所と呼びました。
- 大祓は神祇令や延喜式に規定された6月と12月の晦日などに行った儀礼です。
- この大祓や祓の時に、律令的祭祀具が用いられたと考えられています。

17

スライド17

平城京出土木製・金属製形代（左）及び藤原京出土木製形代

写真の出典：左：朝日新聞大阪本社企画部1989『平城京展』  
右：奈良国立民俗考古学研究所付属博物館1997『大和の考古学』

18

スライド18

平城京出土木製形代及び人面墨書土器、土馬、模型カマド

写真の出典：朝日新聞大阪本社企画部1989『平城京展』

19

スライド19

祭祀具使用状況の復元

図・写真の出典：早川和子2007『よみがえる日本の古代』

20

スライド20

### 3. 古墳時代の祭祀と律令的祭祀について

21

スライド21

### 古墳時代の祭祀について

- 古墳時代の祭祀では鉄製品や木製品などの多彩な道具のほか、模造品と呼ばれる祭祀具が用いられていたと考えられています。国家祭祀や地域首長に関わる祭祀ほど多くの道具が用いられたと考えられています。
- また、祭祀はその立地が深く関わっており、水辺付近に立地するもの、交通の要所などに立地するもの、集落内での祭祀場などが主要なものとして挙げられます。

22

スライド22

大阪府小阪合遺跡祭祀遺構及び祭祀遺物

写真の出典：大阪府立近つ飛鳥博物館2012『王と首長の神まつり』

23

スライド23

大阪府紫金山古墳出土鉄製品と三重県石山古墳出土石製模造品

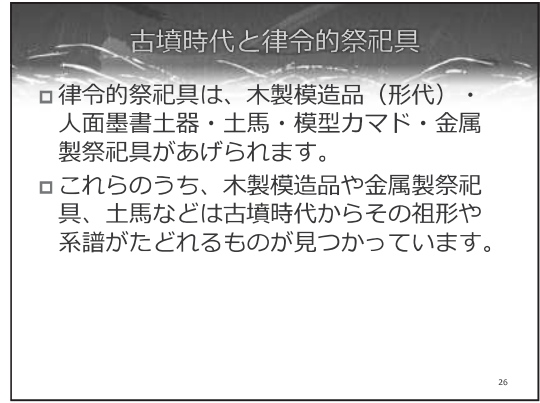
写真の出典：京都大学文学部博物館1993『紫金山古墳と石山古墳』

24

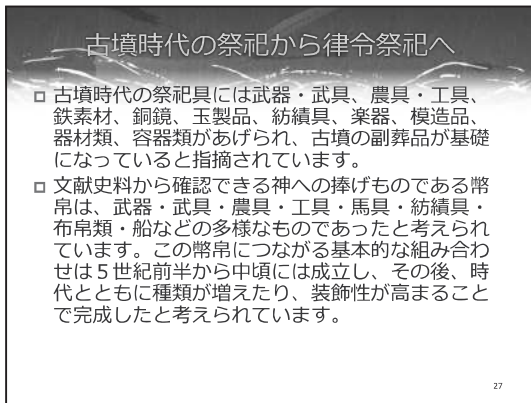
スライド24



スライド25



スライド26



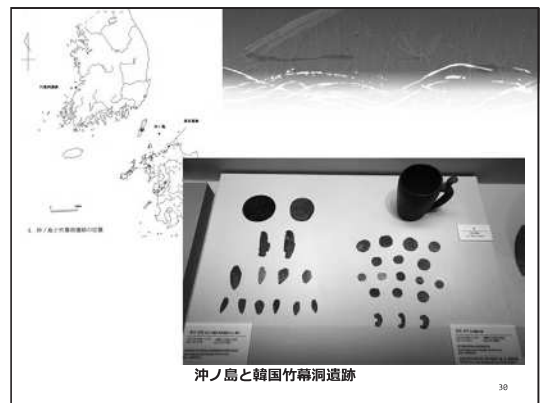
スライド27



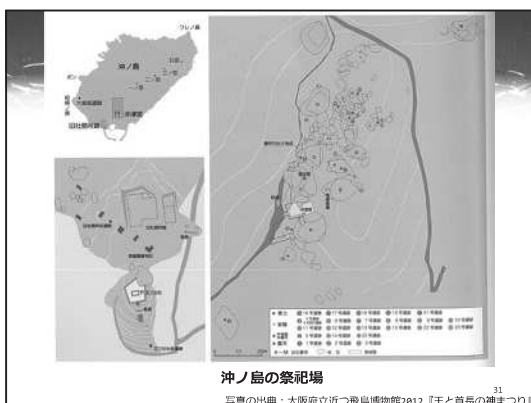
スライド28



スライド29



スライド30



スライド31



スライド32



#### 図・写真の出典

スライド8左：山川出版社2009『もういちど読む山川日本史』

スライド8右：新潟県教育委員会2012『遺跡が語る古代のいがた』

スライド10、24、25、28、29、31、32：大阪府立近つ飛鳥博物館2012『王と首長の神まつり』

スライド12、20：早川和子2007『よみがえる日本の古代』

スライド18左、19：朝日新聞大阪本社企画部1989『平城京展』

スライド18右：奈良県立橿原考古学研究所付属博物館1997『大和の考古学』